

12月2日は
社労士の日

支えます！ 職場の安心 企業の未来 ~社労士~

職場のトラブルや
悩みの多くが、
「相談」と「話し合い」で
解決できます。



総合労働相談所

経験豊かな社労士がご相談に応じます。 法務大臣認証、厚生労働大臣指定



社労士会労働紛争解決センター

会社と従業員の双方のお話を伺い、円満な解決策をご提案します。

■ お問い合わせは  0570-064-794

総合労働相談所・社労士会労働紛争解決センター共通ダイヤル



全国社会保険労務士会連合会

社労士会

検索

〒103-8346 中央区日本橋本石町 3-2-12 社会保険労務士会館 TEL.03-6225-4864

支えます 職場の安心 企業の未来

人事・労務の相談、年金、労働社会保険…

身近なことから将来のことまで、社労士にお任せください。

人事労務管理のコンサルティング

社労士の豊富な経験に基づき、会社の実情に合わせたオーダーメイドの就業規則作成・見直し、賃金・評価制度の設計・運用など、社員の皆様のモチベーションを高め、職場の生産性向上のお手伝いをします。



労働社会保険の手続

労働保険の年度更新や社会保険の算定基礎届は、毎年事業主が行わなくてはならない重要な手続ですが、複雑で手間がかかり、企業にとって大きな負担です。そこで、労働社会保険諸法令に精通した社労士へのアウトソーシングをご提案します。



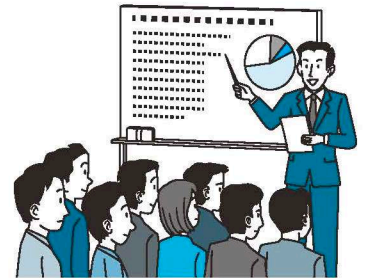
年金相談

年金制度は、制度改正のたびに複雑化し、国民の皆様が「知らなかった」という理由で、本来受けられるはずの年金が受けられないこともあります。社労士は、どなたにも分かりやすく説明し、ご理解いただき、必要に応じ各種手続のお手伝いも行います。



優秀な人材の確保・育成

企業を成長させるのは優秀なリーダーとそれを支える優秀な人材であることは今も昔もこれからも変わりません。社労士は、人事労務管理の専門家として、優秀な人材の採用から、育成に関するコンサルティングを行います。



「特定社労士」が職場トラブルの解決のお手伝いをします

職場トラブルは、これまでは裁判で解決するのが一般的でしたが、裁判には多くの時間と費用を要するだけでなく、その後の円満な職場関係の回復が難しいという問題があります。そこで、最近では、裁判によらない解決手段としてADR（裁判外紛争解決手続）が活用されるようになってきました。このADRは、経営者と個々の労働者との間で発生するトラブルを対象に、「社労士会労働紛争解決センター」が、当事者からそれぞれの意見を伺ったうえで、双方が納得できる和解案をお示しすることで、トラブルを解決します。

特定社労士によるADR業務

- ① 申立てに関する相談及び手続
- ② 代理人として意見の陳述
- ③ 相手方との和解のための交渉及び和解契約の締結



12月2日は
社労士の日

平成26年12月2日(火) 全国一斉電話相談会を開催します! 【相談無料】

当日の特設電話番号: **0570-064-794** ※通話料はおお客様のご負担となります。

(詳細は全国社会保険労務士会連合会ホームページにて11月頃ご案内いたします。)